

ぽんぽこファーム 畑倶楽部 参加等の手続き

1 奥の畑及び下の畑

二宮町中里 400 と山西 2075 に所在するぽんぽこファームが運営する農園の一部です。微生物ネットワーク農法による畑づくりを体験する場です。

2 自主作付け区画

ひと区画は約 100 m²です。2 割以上の増減がある場合には必要経費は面積応分で別途計算します。

「ぽんぽこファーム 畑倶楽部 農のある暮らしづくりの心得(以下、心得という)」に基づいて作付けを行なっていきます。

3 参加の表明

畑倶楽部にて自主作付けを希望する者は、その旨をぽんぽこファームの運営者(以下、運営者という)に申し出て認められた場合、かつ必要経費を納めた時に参加者となります。

申し出は口頭でも可とします。申し出は、個人及び家族(生計をいつとする者)、団体で行えますが、必ず代表者によるものとします。

運営者は、申し出者が継続的な参加と心得にのっとりた参加ができるかを協議して、参加の可否を決めるものとします。

申し出はひと区画ごとに行うものとします。区画の一部を利用した参加はなしとします。

4 必要経費

参加者は次の必要経費を運営者に納めます。

- ・初期費用として 2 万円。
- ・年間参加費として 2 万 4 千円。ただし、中途からの参加等の場合には 1 月あたり 2 千円で計算します。日割りはいたしません。

5 参加辞退の扱い

参加者が辞退する時は、3ヶ月前の月初めの日の運営者と協議をすることとします。年度の途中の辞退の場合、辞退後の年間参加費がある場合には返金を受けることができます。

なお、参加者が辞退しても家族内または団体内で継続できる場合は、運営者との協議により辞退の扱いにしないことができます。

また、自主的に作付けを行なっている区画の手入れが2ヶ月以上されてないことが確認される場合で参加者と連絡がとれない場合には、運営者は辞退の申し出があったものとして処理することとします。

辞退の場合には、参加者は自分が作付けをしている区画内の作物の扱いを運営者と協議し、原則的に撤去をするものとします。

残置物や作物がある場合には運営者に譲渡されたものとして運営者が処理できることとします。

6 運用方針

この「ぼんぼこファーム 畑倶楽部 参加等の手続き」は、運営者が運用していくものですが、内容の変更や記載のない事項については参加者の意見をききながら臨機応変に運用していくこととします。

2022年10月 ぼんぼこファーム主宰 中村隆一